### 建築事業等事前審査願の届出について

- ・建築事業等事前審査願は、下記のとおり2部(正・副)提出して下さい。
- ・犬山市建築事業等事前審査会における審査会用資料として、16部(コピー可)提出して下さい。

名称		明示すべき事項	備考
1	建築事業等事前審査願		様式第1
2	位置図(※都市計画図利用)	図面名称、方位、縮尺、事業区域(赤色枠)、排水先河川への経路、駐車場の位置及び距離、消防水利の位置及び距離	1/2, 500
3	土地公図の写し	図面名称、方位、縮尺、事業区域(赤色枠)、写した場所(名古 屋法務局春日井支局又は犬山市役所税務課等)、写した年月日 (申請地が接する道路又は水路が別図の場合は別図も提出)	
4	土地地籍・所有者一覧表	所在、地目、登記簿面積、所有者住所・氏名	
(5)	土地利用計画図	図面名称、方位、縮尺、事業区域(赤色枠)、事業区域内の公共施設の位置・形状及び面積、開発区域外の道路の位置・形状及び幅員、排水施設の位置・形状及び水の流れの方向、消防水利・調整池・擁壁・法面の位置・形状、予定建築物の用途・面積、地盤高、占用許可・承認許可がある場合の範囲、土地の帰属・寄附について	1/1,000 以上
6	立面図	図面名称、2面以上、方位、縮尺、最高高さ(附属建物含む)	1/200 以上
7	各階平面図	図面名称、方位、縮尺、主要寸法、各室の用途(附属建物含む)	1/200 以上
8	実測図	図面名称、方位、縮尺、資格者の氏名	
9	事業計画書	指導要綱に対する事業計画をできる限り具体的に記入すること	その1 その2
10	事業スケジュール	各法定手続き及び工事着手から事業の開始までの予定スケジュ ール	
11)	大山市旅館等建築指導要 綱第6条に定める添付図 書一式	同要綱第4条及び同要綱に基づく勧告基準への適合が分かる内容	同要綱に定め る旅館等の建 築等の場合

建	築事業等事	前審査願			
			名	年 月	日
犬 山 市 長					
	(名称	及び代表者名)			
	氏名				
	住所				
	電話(	) –			
	HEND (	,			
次の事業について、事前審査をお願いします。なお、この願書及び下記添付書類を大山市情報公開条例(平成10年条例第33号)第8条に基づき、公開情報とすることを承諾します。					
事業場所地名・地番	犬山市				
事 業 内 容					
事業区域の地目及び面積	地目:		面	責:	m²
建築物の概要	階数:		最高の高さ	<u> </u>	m
定 衆 物 の 帆 安	戸数:		延べ床面積:		m²
設計者の住所及び氏名		電話(	) -		
当該土地周辺の状況	用途地域				
	   位置図、土地公			 有者一覧	 表、
添付書類	土地利用計画図				
	事業計画書		н п ш Д (	) NI MI	
備考	<b>予</b> 术们 四 目	*受付	欄		

<sup>\*</sup>印欄には、記入しないこと。

項目	指導要綱	事業計画
適用範囲	一定規模以上の開発事業、建築事業、住宅計画	<b>ナ</b> ルドロ
(第8条)	事業、その他の事業のいずれかに該当する事業	
(都市計画課)	について適用する。	
事業計画の周知	建築等事前審査願を提出後、速やかに区域内の	
(第13条)	見やすい場所に標識を設置するものとする。	
(都市計画課)	THE COURT OF THE C	
近隣関係者への説明	協議が終了するまでに、説明年月日及び説明事	
(第14条)	項等を説明状況報告書により市長に報告する	
(都市計画課)	ものとする。	
テレビ電波受信障害	テレビ電波受信障害が生じるおそれのある場	
対策	合は、事前に調査等を行い、その結果受信障害	
(第15条)	が生じるときは、障害を解消するため必要な措	
(都市計画課)	置を講じるものとする。	
景観への配慮	大山市景観計画に適合させるよう努めなけれ	
(第16条)	ばならない。	
(都市計画課)		
道路	構造等については、愛知県開発許可技術基準及	
(第17条)	び、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例	
(土木管理課)	によるほか、市に帰属することとなる道路にあ	
	っては、別に定める基準によるものとする。	
	国、県及び市が管理しない道路については、当	
	該所有者等が適切に自主管理するものとする。	
道路等の安全施設	事業に伴い設置する交通安全施設は、犬山市道	
(第18条)	路構造の技術的基準を定める条例に定めると	
(土木管理課)	ころによるものとする。	
(防災交通課)		
公園、緑地又は広場	共同住宅建築事業又は住宅計画事業であって	
(第29条)	事業区域の面積が3,000平方メートル以上	
(土木管理課)	のものについては、区域内に区域面積の3パー	
	セント以上の公園等を設置するものとする。	
消防施設等	消防水利、消防活動用空地及びその他の消防施	
(第20条)	設等については、犬山市開発・建築行為等に関	
(予防課)	する消防施設等設置指導基準に定めるところ	
	により設置するものとする。	

項目	指導要綱	事業計画
ごみ集積場	可燃ごみ集積場の利用及び新設について、市長	7 /NH1 FF
(第21条)	及び事業計画地内の町会長と協議し、建築事業	
(環境課)	等に伴うごみ集積場報告書を市長に提出する	
(SK-Subjek)	ものとし、新規設置する場合は基準のとおりと	
	する。	
上水道	事業区域に給水するため水道施設を必要とす	
(第22条)	るときは、水道事業者と協議するものとする。	
(水道課)		
排水施設	区域内の雨水及び汚水が適切に排出すること	
(第23条)	ができるよう、排水可能な地点まで排水路等を	
(土木管理課)	整備するものとする。公共下水道及び農業集落	
(下水道課)	排水処理施設等への接続は分流式とし、市長と	
	協議するものとする。	
集会施設	原則として計画戸数が50戸につき床面積が	
(第24条)	50平方メートル以上の集会施設を設置する	
(地域協働課)	ものとし、設置に関して市長と協議するものと	
	する。	
駐車場	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必	
(第25条)	要な規模の駐車場を確保するように努めるも	
(防災交通課)	のとする。	
駐輪場	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必	
(第26条)	要な規模の駐輪場を確保するように努めるも	
(防災交通課)	のとする。	
町内会への加入	区域内に新たに居住しようとする者に対し、当	
(第27条)	該事業区域の属する町内会へ加入するよう積	
(地域協働課)	極的に取り組むものとする。	
文化財の保護	区域内における史跡、名勝、天然記念物又は埋	
(第28条)	蔵文化財等の取扱いについて、教育委員会と協	
(歴史まちづくり課)	議するものとする。	
財産の帰属等	施設の整備をするときは、施設の管理等に関し	
(第31条)	て市長と協議し、市が管理することとなる施設	
	等の帰属、寄附及び引き渡し等に関する手続き	
	を行うものとする。	
その他		

項目	指導要綱	事業計画
適用範囲	一定規模以上の開発事業、建築事業、住宅計画	事業面積 3,600 ㎡の開発事業 (戸建分譲) 及び
(第8条)	事業、その他の事業のいずれかに該当する事業	建築事業
(都市計画課)	について適用する。	宅地供給面積 3, 200 ㎡の住宅計画事業
事業計画の周知	建築等事前審査願を提出後、速やかに区域内の	〇月〇日に設置予定
(第13条)	見やすい場所に標識を設置するものとする。	
(都市計画課)		
近隣関係者への説明	協議が終了するまでに、説明年月日及び説明事	○月○日に△△△を対象に説明会開催予定
(第14条)	項等を説明状況報告書により市長に報告する	
(都市計画課)	ものとする。	
テレビ電波受信障害	テレビ電波受信障害が生じるおそれのある場	事前調査実施済
対策	合は、事前に調査等を行い、その結果受信障害	障害が生じた場合は、速やかに障害の範囲を調
(第15条)	が生じるときは、障害を解消するため必要な措	査し、障害を解消する措置を実施
(都市計画課)	置を講じるものとする。	
景観への配慮	犬山市景観計画に適合させるよう努めなけれ	位置・形態、緑化について犬山市景観計画のル
(第16条)	ばならない。	ールに適合
(都市計画課)		
道路	構造等については、愛知県開発許可技術基準及	東側道路が舗装されていないため、承認工事に
(第17条)	び、犬山市道路構造の技術的基準を定める条例	て舗装及び道路側溝整備予定
(土木管理課)	によるほか、市に帰属することとなる道路にあ	都市計画道路(〇〇線)の区域内のため都市計
	っては、別に定める基準によるものとする。	画法53条許可申請予定
	国、県及び市が管理しない道路については、当	区域内道路の市への帰属について土木管理課
	該所有者等が適切に自主管理するものとする。	と協議中
道路等の安全施設	事業に伴い設置する交通安全施設は、犬山市道	区域内交差点への反射鏡の設置
(第18条)	路構造の技術的基準を定める条例に定めると	区域内外からの出入り口の停止指導線の設置
(土木管理課)	ころによるものとする。	
(防災交通課)		
公園、緑地又は広場	共同住宅建築事業又は住宅計画事業であって	事業計画の面積が 3,600 ㎡の住宅計画事業の
(第29条)	事業区域の面積が3,000平方メートル以上	ため、120 ㎡(3.3%)の公園を設置
(土木管理課)	のものについては、区域内に区域面積の3パー	
	セント以上の公園等を設置するものとする。	
消防施設等	消防水利、消防活動用空地及びその他の消防施	近隣に消防水利がないため、東側道路に消火栓
(第20条)	設等については、犬山市開発・建築行為等に関	を設置予定
(予防課)	する消防施設等設置指導基準に定めるところ	
	により設置するものとする。	

	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
項目	指導要綱	事業計画
ごみ集積場	可燃ごみ集積場の利用及び新設について、市長	計画戸数 19 戸のため、5.0 ㎡ (基準 4.48 ㎡)
(第21条)	及び事業計画地内の町会長と協議し、建築事業	の可燃ごみ集積場を設置
(環境課)	等に伴うごみ集積場報告書を市長に提出する	
	ものとし、新規設置する場合は基準のとおりと	
	する。	
上水道	事業区域に給水するため水道施設を必要とす	南側道路の給水管〇〇mm から東側道路への給
(第22条)	るときは、水道事業者と協議するものとする。	水管〇〇mm を新設し、敷地内へは〇〇mm で引
(水道課)		込申請予定
排水施設	区域内の雨水及び汚水が適切に排出すること	東側道路に側溝がないため、承認工事にて南水
(第23条)	ができるよう、排水可能な地点まで排水路等を	路まで道路側溝(〇〇型)を設置
(土木管理課)	整備するものとする。公共下水道及び農業集落	下水道接続方法は分流式
(下水道課)	排水処理施設等への接続は分流式とし、市長と	
	協議するものとする。	
集会施設	原則として計画戸数が50戸につき床面積が	計画戸数が19戸のため、設置予定なし
(第24条)	50平方メートル以上の集会施設を設置する	
(地域協働課)	ものとし、設置に関して市長と協議するものと	
	する。	
駐車場	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必	計画戸数19戸に対し、30台の駐車場を確保(敷
(第25条)	要な規模の駐車場を確保するように努めるも	地内 20 台、敷地外 10 台)
(防災交通課)	のとする。	
駐輪場	安全かつ円滑な道路交通機能の維持のため、必	想定利用者 76 人分の駐輪場を設置
(第26条)	要な規模の駐輪場を確保するように努めるも	
(防災交通課)	のとする。	
町内会への加入	区域内に新たに居住しようとする者に対し、当	管理会社を通じて加入を促す予定
(第27条)	該事業区域の属する町内会へ加入するよう積	
(地域協働課)	極的に取り組むものとする。	
文化財の保護	区域内における史跡、名勝、天然記念物又は埋	埋蔵文化財包蔵地にはなっていないが、未知の
(第28条)	   蔵文化財等の取扱いについて、教育委員会と協	│ │ 埋蔵文化財が発見された場合は、所定の手続き
(歴史まちづくり課)	議するものとする。	を実施予定
財産の帰属等	施設の整備をするときは、施設の管理等に関し	帰属手続き及び維持管理について所管課と協
(第31条)	   て市長と協議し、市が管理することとなる施設	議済み
	   等の帰属、寄附及び引き渡し等に関する手続き	
	を行うものとする。	
その他		事業区域が農地(農用地)のため農業委員会(産
•		業課)と事前協議済み